

日精樹脂工業株式会社に対する勧告について

令和7年5月13日
公正取引委員会

公正取引委員会は、日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂工業」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）及び第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、日精樹脂工業に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	1100001011530
名称	日精樹脂工業株式会社
本店所在地	長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
代表者	代表取締役 依田 穂積
事業の概要	射出成形機等の製造販売
資本金	53億6250万円

2 違反事実の概要

- (1)ア 日精樹脂工業は、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- イ 日精樹脂工業は、下請事業者に対して自社が所有する木型又は金型（以下「木型等」という。）を貸与していたところ、毎年1回、資産の棚卸しを実施しており、その際に、下請事業者に貸与している木型等の使用状況について、下請事業者に報告させている。
- (2)ア(7) 日精樹脂工業は、下請事業者13名に貸与していた木型等について、遅くとも令和6年2月2日以降、長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず、下請事業者に対し、合計260型の木型等を、引き続き、自己のために無償で保管させていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話	03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (イ) 日精樹脂工業は、令和6年6月から同年12月までの間に、前記260型のうち50型の木型等を廃棄又は回収している（下請事業者4名）。
- イ(ア) 日精樹脂工業は、令和3年9月3日、下請事業者1名に対し、自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品（以下「本件部品」という。）について3,600台を発注した。
- (イ) 日精樹脂工業は、令和4年1月20日から令和5年7月18日までの間に、下請事業者から本件部品を合計2,250台受領し、受領した日の属する月の翌月末日までに下請事業者に対してその代金を支払った。
- (ウ) 下請事業者は、前記(ア)の発注どおり本件部品3,600台の製造に必要な原材料等の調達を行っていたため、令和5年8月17日、日精樹脂工業に対し、未受領分の本件部品1,350台の製造に必要な原材料等を含む下請事業者が調達した原材料等の費用の支払を請求した。これに対し、日精樹脂工業は、令和5年9月11日、「弊社としての義務は十分に果たしていると判断」したと伝え、当該費用の支払を拒否することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該1,350台の発注を取り消し、下請事業者は、この製造に必要な原材料等の費用として、少なくとも1267万4750円を負担することとなった。

3 勧告の概要

- (1) 日精樹脂工業は、下請事業者に対し、無償で木型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) 日精樹脂工業は、下請事業者に対し、1267万4750円を含む下請事業者に生じた費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (3) 日精樹脂工業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア(ア) 前記2(2)ア(ア)の行為が、下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - (イ) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
 - イ(ア) 前記2(2)イ(ア)の行為が、下請法第4条第2項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - (イ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (4) 日精樹脂工業は、今後、下請法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者等に対して木型等の適切な管理及び給付の内容の変更に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

と。

- (5) 日精樹脂工業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (6) 日精樹脂工業は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (7) 日精樹脂工業は、前記(1)から(6)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

●下請取引の内容

自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を委託



（射出成形機の部品の製造）
下請事業者

違反行為の概要

- 自社が所有する木型又は金型（以下「木型等」という。）を下請事業者に貸与して自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を委託しているが、当該木型等を**長期間使用していないことを認識したにもかかわらず、合計260型**の木型等を**無償で保管させていた。**（注1）（下請事業者13名）
- 当初3,600台発注した部品のうち、**下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、1,350台の発注を取り消すこと**で、下請事業者は、この製造に必要な原材料等の費用として、**少なくとも約1267万円**を負担することとなった。（注2）（下請事業者1名）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で木型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 下請事業者に対し、約1267万円を含む下請事業者に生じた費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）不当な経済上の利益の提供要請

下請法では、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。

（注2）不当な給付内容の変更

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第4号）。

1 下請法の概要

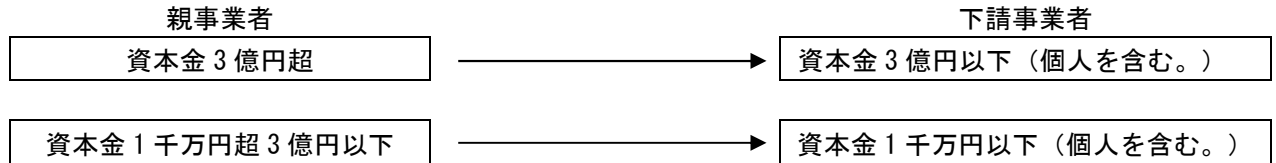
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

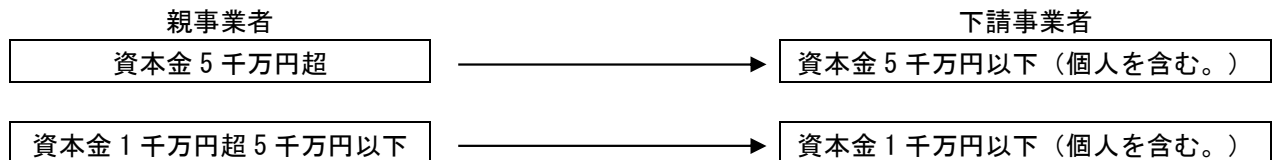
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。